

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

a. 企業間の連携

- ・地域の印刷関連企業とのネットワークを活用した技術連携の推進
- ・オープンイノベーションの手法を用いた新規印刷サービスの共同開発
- ・「みらい創造プロジェクト SOLCHE」を通じた地域企業との価値共創の推進

b. IT 実装支援

- ・デジタル印刷技術とオンデマンド印刷の活用によるサプライチェーンの最適化
- ・印刷データのオンライン受け渡しシステムの活用と情報セキュリティ対策の実施
- ・取引先とのデジタルコミュニケーション基盤の整備

c. 専門人材マッチング

- ・静岡県中部地区の印刷業における専門技術者と企業のマッチング支援
- ・若手人材の育成に向けた技術指導の実施
- ・地域の雇用創出と働きがいのある職場づくりの推進

d. グリーン化の取組

- ・ノン VOC インキ、ベジタブルインキ等の環境配慮型資材の採用と取引先への提案
- ・FSC 認証用紙や LIMEX など環境配慮型用紙の利用推進
- ・グリーン電力の使用と省エネルギー化による印刷工程の脱炭素化推進

e. 健康経営の取組

- ・サプライチェーン全体での健康経営の推進と好事例の共有
- ・取引先と連携した働き方改革の推進
- ・印刷業界における労働環境改善の取り組みの展開

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働

条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。具体的には、取引先との価格協議において、用紙・インク等の原材料費の上昇分、最低賃金の引き上げによる労務費上昇分、電力料金等のエネルギーコスト上昇分を適切に反映した価格設定を行うとともに、製本、後加工等の外注費用の適正な見直しを行い、取引先の労働環境改善に寄与する取引価格の実現を目指します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②型管理などのコスト負担

「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」や、「型の取扱いに関する覚書」を踏まえて型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とします。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

令和 6 年 12 月 2 日

有限会社飯塚印刷
企 業 名

代表取締役 飯塚眞章
役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。